

首都大学東京小笠原研究委員会規程

平成19年度法人規程第47号
制定 平成20年3月31日

(目的)

第1条 首都大学東京（以下、「本学」という。）の小笠原諸島に関する研究を推進することを目的として、公立大学法人首都大学東京運営委員会規則（平成17年法人規則第5号）第2条第1項に定める運営委員会として、首都大学東京小笠原研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の機能)

第2条 委員会は、次の事項を職務とする。

- (1) 小笠原諸島に関する研究の計画の立案、推進及び調整に関すること
- (2) 小笠原研究施設の研究利用に関すること

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 学部（都市教養学部にあつては系） 各1名
- (2) 基礎教育センター 1名
- (3) オープンユニバーシティ 1名
- (4) 都市教養学部理工学系長
- (5) 首都大学東京管理部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、教授である教員のうちから選出し、学長が任命する。
- 3 委員長は、委員会を招集し主宰する。

(委員長の代理)

第5条 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、委員長の職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときは、直ちに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第7条 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 3 委員会の事務は、首都大学東京管理部理系管理課が行う。

(専門部会)

第8条 委員会の職務を具体的、専門的に検討するため、委員会に専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、次の事項を職務とする。
 - (1) 小笠原諸島に関する研究の計画の立案、推進及び調整
 - (2) 小笠原研究年報及び小笠原研究の編集・発行
 - (3) 小笠原研究施設の利用調整
 - (4) その他小笠原諸島に関する研究に関し必要なこと

- 3 専門部会委員は、委員長が任命する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、学外から部会委員を委嘱することができる。

(研究施設使用)

第9条 小笠原研究施設の使用に関し必要な事項は、委員会の議を経て、首都大学東京管理部長が別に定める。

- 2 首都大学東京管理部長は、前項の規定による定めを設けるに当たって、研究利用に関する重要事項については、委員会の意見を聴くものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則（平成20年3月31日 19法人規程第47号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。